

島根原子力発電所2号機の再稼働判断に係る知事・3市長会議設置要綱

(本会の目的)

第1条 島根県が出雲市、安来市及び雲南市（以下「周辺3市」という。）と締結する「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書（以下「覚書」という。）に基づき、島根県が島根原子力発電所2号機の再稼働の判断にあたって、周辺3市それぞれの考え方をよく理解し意見をくみ取るために、本会を設置する。

(本会の構成)

第2条 本会の構成員は次のとおりとする。

- (1) 島根県知事
- (2) 出雲市長
- (3) 安来市長
- (4) 雲南市長

2 前項各号に掲げる者のほか、国、中国電力、その他構成員が必要と認める者に説明者として参加を求めることができるものとする。

(本会の開催)

第3条 本会は、島根県知事が招集する。

- 2 本会は、原則として公開とする。
- 3 本会の司会は島根県防災部長が行う。

(考え方の聴取)

第4条 島根県は、覚書に基づき、島根原子力発電所2号機の再稼働の判断にあたって、周辺3市の考え方を聴き、よく理解するために必要な事項について意見交換するものとする。

- 2 島根県は、県に対する周辺3市の考え方等を踏まえ、県として必要な対応について周辺3市に説明するものとする。
- 3 島根県は、国や中国電力に対する周辺3市の考え方等について、国に伝えるとともに、周辺3市の考え方等への対応について回答するよう求めるものとする。
- 4 周辺3市は、前2項の説明及び回答があった後、最終的な考え方を島根県に伝えるものとする。

(県の判断の説明)

第5条 島根県は、総合的に判断した島根原子力発電所2号機再稼働に関する重要な判断や回答を、周辺3市に説明するものとする。

(庶務)

第6条 本会の庶務は、島根県防災部原子力安全対策課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は島根県が定める。

付 則

この要綱は、令和3年9月14日から施行する。